（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
Ⅰ　現状 （１）　地域の災害リスク 【　洪　水　】: ハザードマップ・利根川水系烏川洪水浸水想定区域図（下図参照） 高崎市が公表している榛名地域版のハザードマップによると、烏川上流部で想定最大降雨量（２日間で７８３．３㎜の降雨）により河川が氾濫した場合、下室田町の手長地域、神戸地域及び里見地域の河川沿いの地域では０．５～３．０ｍ未満の浸水が想定されている。これらの地域には、集落が点在しているものの大半は農地となっている。 また、当会が立地する榛名支所周辺の下室田商店街を中心とする地域や里見地域の国道４０６号線沿いの商店街では、河川から距離・高低差があるため、河川氾濫による浸水被害は想定されていないものの、近年の台風や前線の活発化を背景とした大雨に加え、気候変動やヒートアイアランド現象などの影響により、狭い範囲に短時間で猛烈に降る雨（いわゆるゲリラ豪雨）を要因とした豪雨による水害の対策が求められる。 これら地域の商店街は、小売・サービス業者で形成されており、豪雨被害に加え落雷が引き起こす事務機器の故障の恐れもある。 なお、下室田中心市街地を流れる滑川は、令和５年３月のハザードマップ改定により、浸水想定区域が指定されている。   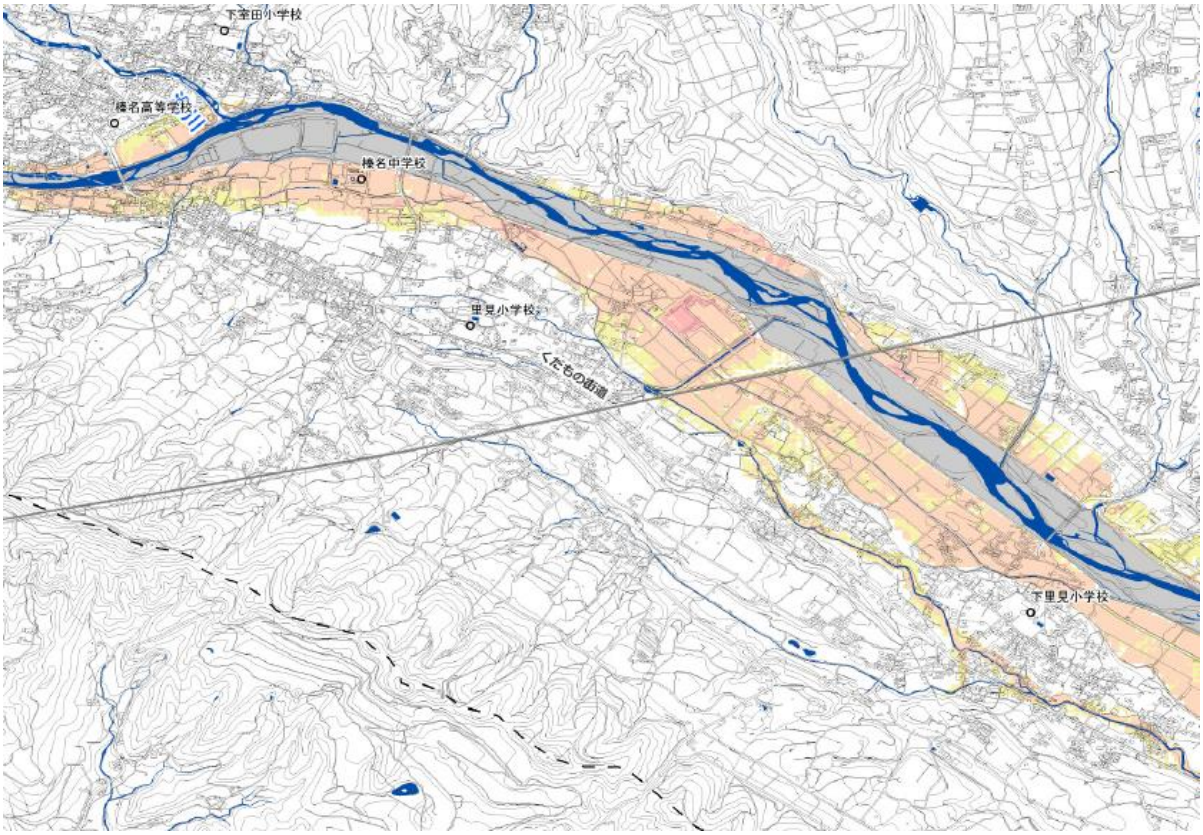

【　土　砂　災　害　】: ハザードマップ（下図参照）

高崎市のハザードマップによると、榛名山地域や全域にわたる沢部は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、商工業の集積場所は少ない。また、この沢部からの土砂流出で国道４０６号線や主要地方道あら町下室田線の通行止めによる地域経済への影響も想定される。

特に榛名神社周辺は、土石流災害警戒区域に指定されており、参道を中心に商店や住居が立ち並んでいる為、県が榛名山町土石流予警報装置を設置し、県高崎土木事務所榛名事業所と地域住民が協力して定期的に避難訓練を実施している。

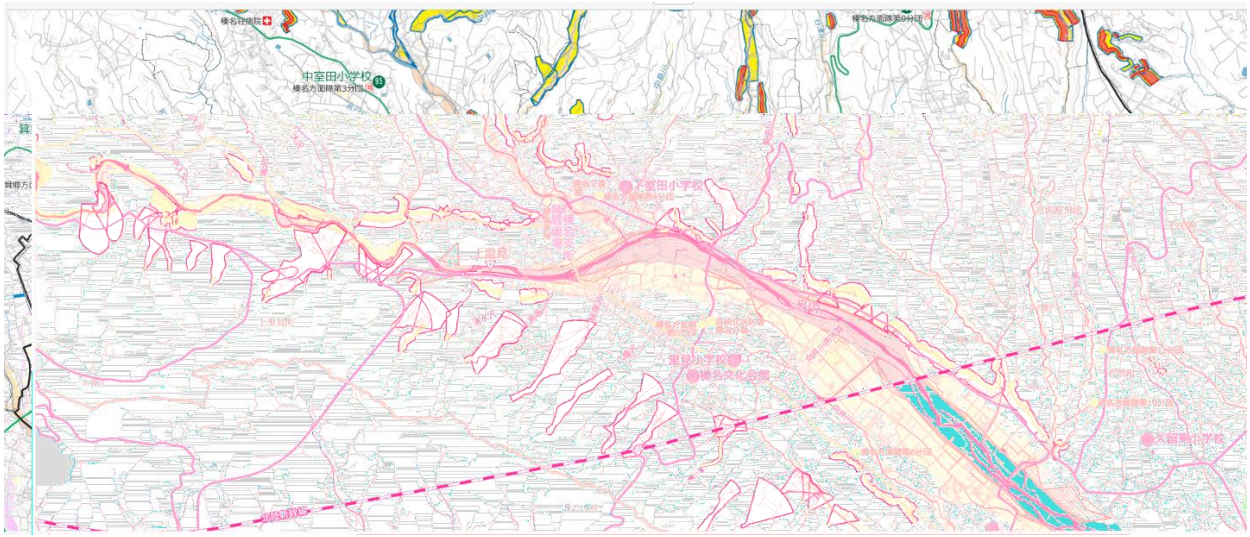

【　地　震　】: Ｊ－SHIS

地震ハザードステーションの防災地図（次頁参照）によると、高崎市周辺には大きい地震を発生させるような活断層として、高崎市直下をとおる「関東平野北西縁段層帯」が存在する。この活断層により想定される地震は最大でマグニチュード８．１であり、榛名地域の多くは震度６弱が想定される。

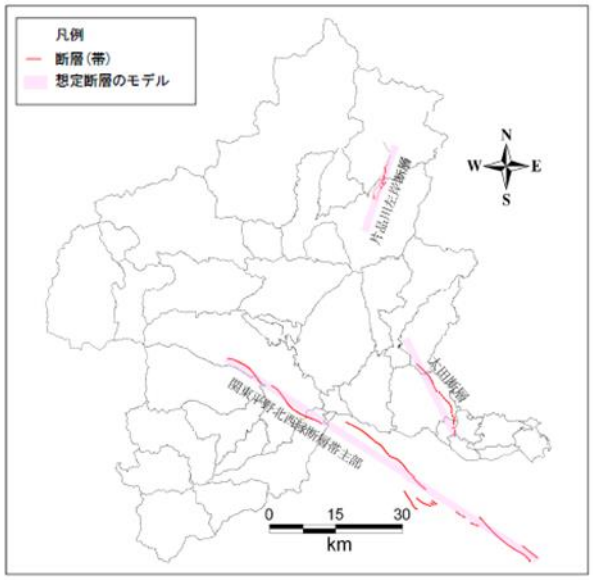

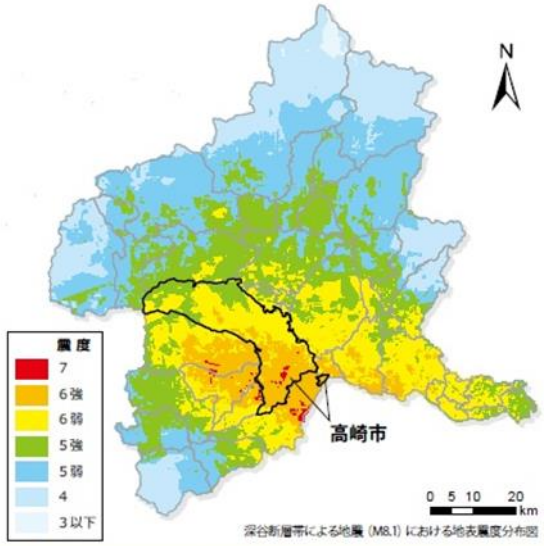

（出展：群馬県地震被害想定調査：平成２４年６月）

今後３０年以内・５０年以内の地震発生確率は、それぞれほぼ０％～０．１％、０％～０．２％と地震災害の可能性は低いが、発生した場合、人的物損被害は勿論、ライフライン被害も甚大（地震直後全域で断水、全域復旧には１ヶ月程度を要する）であるため、多くの事業所が影響を被ると想定される。

【 近 年 の 自 然 災 害 の 被 害 状 況 】（次頁写真参照）

①平成２４年９月　集中豪雨　法面崩落・土砂流出/下室田町
②平成２６年６月　集中豪雨　法面崩落・土砂流出/下室田町
③平成２８年１月　市道の積雪と倒竹の状況/宮沢町
④平成２８年１月　積雪による倒竹で通行不能となった市道/下室田町
⑤令和元年１０月　台風１９号　烏川増水・流木、土砂堆積/下室田町
⑥令和元年１０月　台風１９号　市道路肩崩落/中室田町

榛名地域の烏川流域では、これまでに大雨による法面崩落等の災害に見舞われ、砂防工事等の対策が図られたことにより、近年では、大雨、洪水、土砂災害等、広範囲での大規模な被害は発生していない。

しかし、榛名山系連山の南側に位置している当地域は、台風の通過の際に雨雲が山に当たることによる大雨の影響を度々受けており、年間降雨量は年平均およそ１，２００㎜で６月から９月の梅雨から台風シーズンに多く、小規模な法面の崩落は発生している。

この気象情報は、上里見地域に群馬県の気象観測所があり、容易にデータの収集をすることができる。過去にはこの観測所のデータに基づき、日本一暑い町として話題になった事もあるほどで夏の猛暑は厳しい日が多い。

また、冬は標高５００ｍを超える地域で降雪となるが、商店街等の事業者の多い標高２００ｍ前後の地域は、比較的雨となる割合が多く積雪となることは少ない。なお、中山間地域には竹林が多く点在しており、雪の重みで倒れた竹が市道を塞ぎ通行不能となる区間も多いが、市が竹の伐採を実施し通行確保に取り組んでいる。

①法面崩落・土砂流出/下室田町

②法面崩落・土砂流出/下室田町

③市道の積雪と倒竹状況/宮沢町

④積雪で倒竹により通行不能な市道/下室田町

⑤台風１９号　烏川増水・流木、土砂堆積
/下室田町

⑥台風１９号　市道路肩崩落/中室田町

これまでは、台風による豪雨で河川氾濫や法面崩落、土砂災害が主であったが、平成２６年２月に観測史上最高となる降雪で６０㎝の積雪量を記録し、国県道等の主要幹線道路や地域の生活道路が通行止めとなり全面開通までに数日を要し、物流が途絶え市民生活に大きな影響を与えるなど、今後、想定を超えるどの様な自然災害に見舞われるか見当がつかない状況である。

これらの災害に遭遇すれば、管内事業者が被る被害が甚大となる可能性も考えられる。この為市は、過去の経験を踏まえ大雪時等の幹線道路の通行確保に向け国、県、市、業者が連携して対応にあたる高崎市道路除雪行動計画を策定している。

（２） 商工業者の状況

・商工業者等数　　５９７人
・小規模事業者数　　４９６人
【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	卸・小売業	１３７名	１０１名	国県道沿い平坦地に商店街が分布
	工　　業	９７名	７０名	管内に広く分布
	建　設　業	１２５名	１２４名	管内に広く分布
	サービス業	１１７名	９６名	
	旅館飲食業	６２名	５２名	国県道沿い平坦地に商店街が分布
	そ　の　他	５９名	５３名	

（３） これまでの取組

【高崎市の取組】
①高崎市地域防災計画の策定。
②高崎市総合防災訓練の実施。
③ハザードマップによる啓蒙活動。
④災害時の避難所の開設。
⑤「安心ほっとメール」の配信。
※防犯・防災・火災・気象・市政の地域情報を随時メールにて配信。登録料は無料。

【高崎市榛名商工会の取組】
①自然災害後の会員被災状況の確認と高崎市への報告。
②当会会員向けの保険制度について会報誌を通じた周知と加入促進。
③高崎市が実施する防災訓練への参加及び協力。

Ⅱ　課題

当会の現状では、災害時において管内事業所への具体的な対応策や情報の収集、支援についての明確な取り決めはなく、群馬県や高崎市の調査依頼に対して簡易な聞き取り調査を行うのみであり、災害時の対応を指導できる経営指導員も存在しない。

また、行政への連絡体制や情報共有、役割分担も確立できておらず、行政・商工会双方が事業者から受ける被害報告に基づいて、それぞれが立場に応じた支援を講じるのみである。

保険・共済業務についても担当者や以前に経験した職員のみが簡易説明を実施できる程度であり、昨今の自然災害の状況を鑑み、当会として管内事業者が被災した際の支援をいかに講じるか、という行動規範の策定が急務となっている。

Ⅲ　目標

①管内小規模事業者に対し、平時から災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するため、BCP 計画策定支援を実施する。

②管内小規模事業者の BCP 計画策定に併せ、事業継続力強化計画の認定と連鎖倒産防止の観点から、セーフティネット共済等への積極的な加入を推進する。

③組織内において平時からの情報と支援知識の共有など、支援体制の構築を図る。

④災害発生時において、行政との連絡体制・情報共有・役割分担の明確化を図る。

⑤金融機関や損保会社との連携を強化し、災害発生後の速やかな復興支援を講じる。

※　その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和７年７月１日～令和１２年６月３０日） （２）事業継続力強化支援事業の内容 ・当会と高崎市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。 ＜１．　事前の対策＞ １）小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・経営指導員による巡回等において、高崎市のハザードマップを用い、自社の自然災害のリスクを啓蒙する。また、災害時に有益な情報（商工会員向け保険制度パンフレット）の提供を行い、万が一のリスクに平時から備えるよう指導を行う。 ・「商工会だより」や商工会ホームページにおいて、事業継続力強化計画認定制度等の国の施策、高崎市の防災計画等を紹介することで、管内小規模事業者に対し、災害リスクについての意識向上を図る。 ・事業継続計画について、セミナーや専門家による個別相談を実施し、策定支援を講じる。 ・必要に応じて、連携する保険会社職員とともに経営指導員が同行訪問により、管内小規模事業者に災害時に利用できる保険商品等の説明を行う。 ・群馬県商工会連合会が連携する支援機関の取組を参考にし、有益なものを管内事業者へフィードバックする。 ２）高崎市榛名商工会自身の事業継続計画の作成 ・当会は、令和７年、「事業継続計画」を策定（別添）。 ３）関係団体等との連携 ・事業継続計画策定に精通したぐんま共済協同組合や日本政策金融公庫との連携を強化し、管内小規模事業者を対象にした「事業継続計画策定セミナー」や被災時に利用できる損害保険商品や融資制度の紹介を行う。 ・群馬県商工会連合会にて連携する支援機関に対し、事業継続計画策定推進のための啓蒙普及ポスター掲示依頼、共催によるセミナー実施。 ４）フォローアップ ・管内小規模事業者の事業継続計画や事業継続力強化計画の策定・認定状況をアンケート調査等により把握する。また、当該計画の策定が困難な事業者については、経営指導員がアドバイスをするとともに、専門的な内容については、ぐんま共済協同組合との協力体制において、策定支援を講じる。 ・群馬県商工会連合会と各支援機関での取組等について情報共有を行うとともに改善点や効果的な支援策を協議する。 ５）当該計画に係る訓練の実施 ・自然災害（例：令和元年台風１９号・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、高崎市との連絡ルートの確認等を行う。（具体的な訓練については必要に応じて実施。） ＜２．発災後の対策＞ １）応急対策の実施可否の確認 ・自然災害等発災時においては、まず当会職員の安否確認を第一と考える。安否確認のうえで、下記手順により、被害状況を把握し法定経営指導員が高崎市等関係機関へ連絡を行う。 　①　災害発災後、速やかに当所職員の安否確認を以下の順位に基づいて行う。

順位１・携帯メール一斉送信または LINE による安否確認
順位２・未返信者へメール再発信。安否確認（２回目）上記順位１．に同じ。
順位３・未返信者へ携帯電話→自宅電話→緊急電話へ連絡。上記内容についてヒアリングを行う。
順位４・自宅及び避難所訪問。自宅等に訪問し上記内容の確認を行う。

② 当会職員の安否確認と業務従事可否や被害状況等を商工会と高崎市にて共有する。

③ 業務従事可能である場合は、速やかに管内事業所の被害把握に努める。

２）応急対策の方針決定

・商工会において把握した被害状況や被害規模を高崎市へ報告し、情報の共有を図った後に応急対策の方針を決定し、然るべき支援を講じる。
・当会職員が電話や状況に応じて現地確認により、被害が見込まれる地域の事業所の被害状況を把握。なお、職員の生命に危険が及ぶ災害状況の場合は、現地確認や屋外での確認作業は実施せず、安全が確認できた後の調査を行うこととする。
・被害状況を確認した結果をまとめ、高崎市へ報告する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・事業所全壊（1 階天井まで浸水など、事業所が全壊） ・大規模半壊（床上 1m まで浸水など、事業所内で大きな被害が発生） ・半壊（床上で浸水が見られ、事業所内で大きな被害が発生） ・被害が見込まれる地域の事業所と連絡が取れない、または交通網が遮断され、確認ができない）
被害が見られる	・半壊に至らない床上浸水（事業者内で比較的軽微な被害が発生） ・床上浸水（什器・備品の破損など） ・床下浸水
ほぼ被害はない	・事業所敷地内等で浸水はあったが、被害を受けたとまでは言えない。 ・目立った被害の情報はない。

※想定は内閣府「災害に係る住家の被害認定」を参考

・本計画により、当会と高崎市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～１週間	１日に１回以上共有する
２週間～４週間	適時、共有する
１ヶ月以降	適時、共有する

・高崎市と応急対策の方針を確認し、双方で対応できる被災支援を行う。

＜３．発災時における指示命令系統・連絡体制＞下図は、連絡ルート

・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
・二次被害を防止するため、高崎市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
・当会と高崎市と情報を共有した上で、当会が、商工会連合会へ報告し、商工会連合会が群馬県へ報告する。

※当会が高崎市と情報共有のうえで作成する報告書は、別紙（実態調査票）参照。

（連絡ルート）

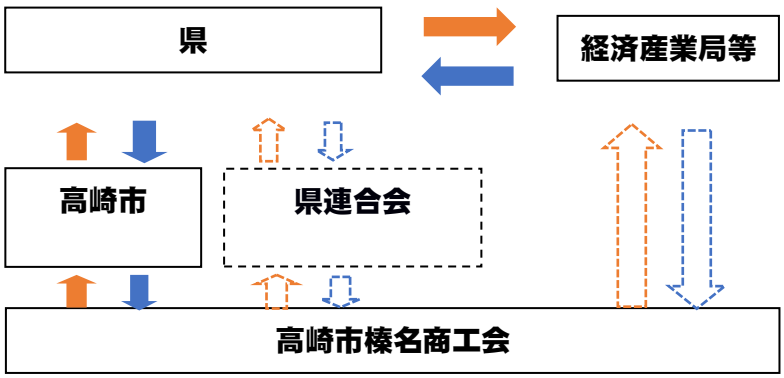

※　塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとして記載。

＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞
・相談窓口の開設方法について、高崎市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞
・国、群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会等に相談する。

※その他
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和７年５月現在）

（１）実施体制

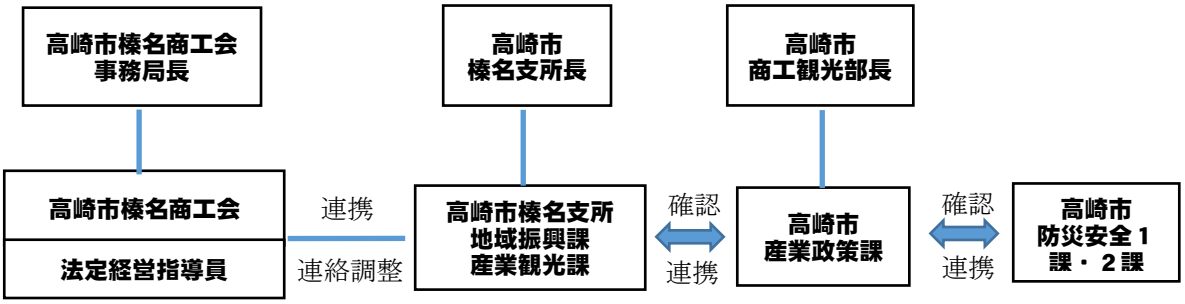

（２）商工会による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

三田聡博

TEL 027－374－0219 / FAX 027－374－3356 E-mail: webmaster@haruna-s.or.jp

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（１年に１回以上）

（３）商工会、関係市町村連絡先

①商工会

高崎市榛名商工会

〒370－3342　高崎市下室田町８５３－１

TEL 027－374－0219 / FAX 027－374－3356 E-mail: webmaster@haruna-s.or.jp

②関係市町村

高崎市榛名支所　地域振興課

〒370－3392　高崎市下室田町９００－１

TEL 027－374－5117 / FAX 027－374－5035

E-mail: haruna-chiiki@city.takasaki.gunma.jp

高崎市榛名支所　産業観光課

〒370－3392　高崎市下室田町９００－１

TEL 027－374－6712 / FAX 027－374－5037

E-mail: haruna-sangyou@city.takasaki.gunma.jp

高崎市役所 商工観光部 産業政策課

〒370－8501　高崎市高松町３５－１

TEL 027－321－1255 / FAX 027－325－4879 E-mail: sangyou@city.takasaki.gunma.jp

（４）被害情報等報告先

群馬県商工会連合会　総務企画課

〒371-0047　群馬県前橋市関根町三丁目８番地の１
TEL 027-231-9779 / FAX 027-234-3378　E-mail: somu@gcis.or.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

（別表３）
事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	２７０	２７０	２７０	２７０	２７０
・セミナー開催費	１００	１００	１００	１００	１００
・専門家派遣費	１００	１００	１００	１００	１００
・チラシ等作製費	５０	５０	５０	５０	５０
・その他経費	２０	２０	２０	２０	２０

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、高崎市補助金、 群馬県補助金 、事業収入 等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携者名 ぐんま共済協同組合 住所：〒371-0841 前橋市石倉町 4-9-10 代表者：理事長　広瀬　博之
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容支援
連携して事業を実施する者の役割

連携者名	役割
ぐんま共済協同組合　高崎支店 住所：〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所会館内 代表者：高崎支店長 森田　和久	①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ・事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施 ③災害時に活用できる保険商品等の案内

連携体制図等
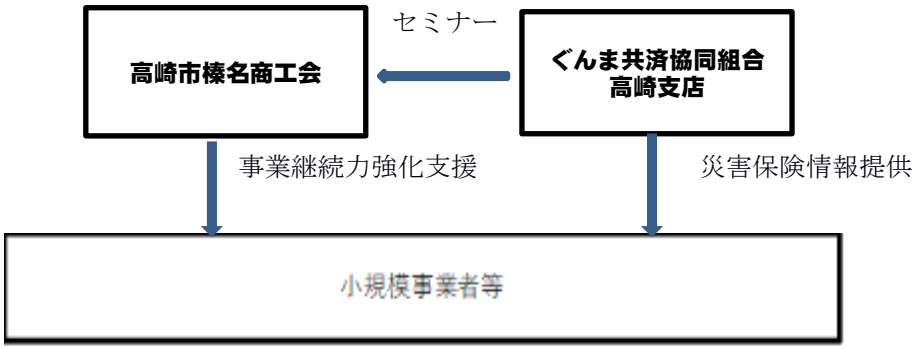
連携体制図等